

令和2年 第1回 浜松市農業委員会総会議事録

1.開催日時 場所

令和2年1月16日(木) 午後2時30分 市役所北館1階 101・102会議室

2.委員の出欠

出席： 松澤崇 中島雅弥 松島好則 田中照明 原田博示 松尾康弘 横井利治
鈴木克育 衿田博子 根木常次 内山進吾 岡本純 藤村猪三 高井孝平
小杉高史 森島倫生 鈴木英雄 井上保典 伊藤安子 小柳守弘 鈴木要

欠席 衿田正保 後藤剛 水崎久司

3.出席した事務局職員

清水克 鈴木智久 石川宗明 木下穢 斎藤和也 石田潤司 松本行弘 河村幸一郎 嶋田哲也
縣弘之 吉山和志 鈴木満広 鈴木健吾 加茂真也 柴田和洋 佐原貴寛

4.審議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可について |
| 第2号議案 | 農地法第4条の規定による許可について |
| 第3号議案 | 事業計画変更承認申請について |
| 第4号議案 | 農地法第5条の規定による許可について |
| 第5号議案 | 相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る
特例農地等の利用状況の確認について |
| 第6号議案 | 農用地利用集積計画の決定について |

5.報告事項

- | | |
|------|------------------------------|
| 報第1号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 報第2号 | 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について |
| 報第3号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について |
| 報第4号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 報第5号 | 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について |
| 報第6号 | 農地の地目変更登記に係る報告について |

6.その他

議事の概要

局 長 みなさん、こんにちは。そして、あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひいたします。

定刻になりましたので、只今から令和2年第1回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員でございますけれども、定数24名のところ、委員番号6番袴田正保さん、16番の後藤剛さん、20番の水崎久司さんが今のところ来ておりません。欠席になろうかと思いますので、24名のところ 21名と過半数を超えておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。

局 長 それでは、松島会長、ご挨拶に續いて開会宣言をお願いいたします。

会 長 まず、こんにちは。今日来るときに小正月っていつなのかなあと思ってちょっと調べてまいりましたら、大体15日、若しくは14、15、16日が小正月ということで、まだ正月気分ということで、また改めまして新年あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひしたいと思います。という出だしになってしましましたが、今年子年ということで2020年、日本としては東京オリンピックという大イベントというものを抱えて、先ほど言った子年ということで、十二支の干支でいくと一番最初の年ということになります。皆さんご存じだと思いますが、暦というのは60年経つと全く同じ暦になるということで、今年がスタートすると60年後2080年の今日が木曜日という形になるわけなんですが、まあその時に一体どういうような日本、浜松になっているのかなあと、今年の正月にちょっと考えたときに、かなり日進月歩という形で進んでおりますのでかなり進んでるんではないかなあと思います。その時には当然私生きていませんので、草葉の陰で見ながら、どんな形になるかなあとみてみたいなあと思っていますが、やはり今現在だけを考えると、農業関係だけではなくAIとかITというもので、かなり文明としてはその辺の情報がどんどんどんどん進んでるなあと思います。今日後程研修で自動運転のトラクターとかコンバインとかというを見てきましたのでご報告があるかと思いますが、やはりそのようなAIを使った情報処理、またITを使いたいいろんな情報発信というようなことで、どんどんどんどん農業変わります。本当に私たち農業の変わったものに対してどのように農業委員会として、その変わった農業を対応していくかということを、また考えながら進めいかなくてはいけないんだろうな、とそう思っております。まあ、そういう部分ではやはり柔軟に考え、やはりまた新しいものも取り入れていく、というような形で一年間進んでいきたいなあ、とそう思っております。本日はこの後研修と新年会もござりますので、またもう2回私のあいさつを聞いていただくことになりますがよろしくお願ひしたいと思います。それでは座らせていただきます。

それでは、只今から、令和2年第1回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局 長 ありがとうございました。

それでは、ここからの進行は議長として松島会長にお願いいたします。

議 長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、議席番号18番森島倫生委員、議席番号19番鈴木英雄委員にお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。第1号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 それでは、お手元の議案1ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

県 今月の申請案件は、地区「中ノ町」、整理番号1番外21件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が15件、贈与に係る案件が5件、区分地上権が2件でございます。

それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。議案2ページ、地区「神久呂」、整理番号5番から10番は売買に係る案件でございます。申請者が同一ですので併せて説明いたします。譲受人は、西区大久保町の[REDACTED]さん47歳でございます。[REDACTED]さんは、大久保町、西山町でネギ、ほうれん草を中心に耕作を行っておりますが、この度、営農地に近い申請地を購入し、規模拡大を図るために申請にいたったものでございます。申請地は、航空自衛隊浜松基地の南約[REDACTED]mと約[REDACTED]m、静岡県立湖東高校の南西約[REDACTED]mに位置しております。取得後はネギを作付けしていく計画でございます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてのご報告をお願いいたします。

議長 整理番号1番、2番について、中ノ町・笠井地区調査会の分を私から申し上げます。
調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議長 整理番号3番、4番について、積志地区調査会の田中委員からお願いします。

田中 地区調査会で協議した結果、特に問題ございませんでした。

議長 整理番号5番から11番までについて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原田 地区調査会で協議した結果、非常に熱心な方ですので、大量に一度に購入するわけですから、やっていただけると思います。問題はないと思います。

議長 整理番号12番について、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員からお願いします。

鈴木克 整理番号12番の件につきまして、調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号13番について、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内山 整理番号13番、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号14番について、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡本 整理番号14番の都田ですけれど、調査会で協議をしました結果、特に問題はありませんでした。

議長 整理番号15番、16番について、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。

藤村 細江、整理番号は15、16について、調査会で審議した結果、別に問題ありませんでした。

議長 整理番号17番について、引佐地区調査会の高井委員からお願いします。

高井 整理番号17番、引佐調査会で、別段問題ございませんでした。

議長 整理番号18番について、三ヶ日地区調査会の後藤委員が欠席ですので、私の方からご報告申し上げます。

- 議長 調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした、ということです。
- 議長 整理番号 19 番について、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願ひします。
- 小杉 整理番号 19 番、調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
- 議長 整理番号 20 番、21 番について、中瀬・赤佐・庵玉地区調査会の森島委員からお願ひします。
- 森島 問題ありません。
- 議長 整理番号 22 番について、春野地区調査会の水崎委員が欠席ですので、私からご報告を申し上げます。
- 調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした、ということです。
- 議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、ご発言のある方は挙手をお願いします。
- (質疑応答なし)
- 議長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議長 異議ないものと認め承認することといたします。
- 議長 次に、第 2 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。
- 鈴木智 議案 5 ページをご覧ください。
- (議案の表紙を読み上げる)
- 県 今月の申請案件は、地区「中ノ町」、整理番号 1 番、外 6 件でございます。転用目的別の内訳は、自己用住宅関連が 2 件、駐車場関連が 3 件、農業用施設が 2 件で、農地区分は、農用地区域内農地が 1 件、第 3 種農地が 6 件でございます。
- それでは、転用面積が最も大きい案件について説明いたします。議案 6 ページ、地区「北浜」、整理番号「6 番」をご覧ください。浜北区中条の畠 1,155 m²において、貸駐車場を経営したいという申請です。申請地は、浜松市立北浜南小学校から南西へ約 █ m のところに位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40% を超えているため、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。事業計画は、近隣事業所と近隣住民用への貸駐車場 44 台分を設ける計画で、配置計画から見て転用面積は適当と思われます。申請地の周囲にはフェンスとコンクリートブロックを設ける計画であり、雨水については敷地内で自然浸透する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。
- 説明は以上でございます。
- 議長 それでは、事務局の説明に續いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてのご報告をお願いします。
- 議長 整理番号 1 番について、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

- 議長 調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。
- 議長 整理番号 2 番、3 番について、積志地区調査会の田中委員からお願ひします。
- 田中 2 番、3 番につきまして、地区調査会で協議した結果、特に問題ございませんでした。
- 議長 整理番号 4 番について、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員からお願ひします。
- 袴田博 整理番号 4 番の 1 件につきまして、調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。
- 議長 整理番号 5 番について、三ヶ日地区調査会の後藤委員が欠席ですので、私からご報告申し上げます。
- 議長 調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした、ということです。
- 議長 整理番号 6 番について、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願ひします。
- 小杉 整理番号 6 番、調査会で協議した結果、何ら問題もありませんでした。
- 議長 整理番号 7 番について、中瀬・赤佐・庵玉地区調査会の森島委員からお願ひします。
- 森島 はい、問題ありませんでした。
- 議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。
- (森島委員 挙手)
- 議長 はい、森島委員。
- 森島 先ほど事務局から伝言がありましたように、今月から調査書が各委員あてに添付されていないということになりました。今回の件でいうと、この 4 条の 7 件のうちでは認がされた、是認措置がついている案件というはあるかどうか、これはやっぱり調査書でないとわかりませんので、これについても是認かどうかというのは、この会議の中で報告されるべきもの、という風に思いますが、いかがでしょうか。
- 木下 調査書の方確認しまして、今月の 4 条の申請案件で一部是正の案件は 1 件ございます。申請の方は浜北中条の貸駐車場の件、1 件でございます。
- 森島 会長。こういう風に書式のですね、添付が変わるとときには、その変わることによって審議の進め方も少し変わるっていうのは常識的に考えられると思うので、今言っていただいたように 6 番が是正です、みたいなところを、どつかで補強していただくように確認をしていただきたいと思います。
- 議長 はい、事務局可能でしょうか、それは。
- 木下 はい、承知しました。検討します。
- 議長 森島委員、よろしいでしょうか。
- 森島 わかりました。
- 議長 その他ございますでしょうか。
- (質問なし)
- 議長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 2 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議長 異議ないものと認め承認することいたします。

議長 次に、第3号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案7ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

県 農地法第4条または、第5条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事業を行うこととされていますが、許可を受けたあと、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をするとることができます。

今月の事業計画変更申請は1件でございます。地区「北浜」、整理番号1番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である[REDACTED]に事務所を置く[REDACTED]の法人です。申請に至った経緯でございますが、[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日許可の砂利採取事業を施工していたところ、隣接する農地所有者から砂利採取後の優良農地造成を依頼され、事業者が検討した結果、良質な砂利層が期待でき、許可期間内に事業完了の見込みがあることから、事業地の追加をすることになりました。申請地である浜北区永島の畠は、浜松市立北浜東部中学校から北東へ約[REDACTED]mのところに位置する農用地区域内の農地でございます。審査したところ、本転用事業は農用地区域内農地の不許可の例外規定にあたる一時転用に該当する転用事業であること、計画変更後の事業計画では、申請地を砂利採取場として使用し、1:1.5の安定勾配で掘削し、掘削面積7,942m²、最大掘削深が10m、総掘削量は42,111m³を予定しております。工事期間中は、5mの保安距離を確保し、外周には防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、土地所有者がキャベツ、ネギ、サツマイモを作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、採取計画の変更認可申請書を提出済みであること、地元自治会との協議が完了していること、近隣の学校等とも事業中の安全対策については、学校を通じて生徒等に注意喚起をしてあることから、周辺への影響は軽微と思われ、許可相当であると考えます。なお、事業計画変更後の5条申請につきましては、議案21ページ整理番号「89番」にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願ひいたします。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたら、何かご意見、ご質問はございませんか。

(森島委員挙手)

議長 はい、森島委員。

森島 仕事を始めようかなと思っていたら隣の人も借りれることになったので、ということのようですが、許可後半年を経てないのかな、半年くらいですか。念のために聞きますが、半年間というのはつまり4分の1は経過していたわけで、どの程度の工事の進捗状況というのがあったのか、全く工事がされてなかつたのか、一定程度進んでてこうなってきたのか。つまり許可の出し方として、一点目の許可を出して、工事完了後に次の許可を出す、というわけにはいかなかつたということのようですので、都合2年間を超える一時転用になるのではないかという、ごめんなさい1年8か月ということになつてもんだから2年2か月か、そうすると2年間を超える一時転用とかつていうことについても事務局の中で議論がされたのかどうか伺います。

石川 はい、説明させていただきます。許可日が [] 年 [] 月 [] 日ですので、約 [] か月になります。申請が上がってきたものになります。終了は当初から 2 年ということで計画通りで、ごめんなさいすぐ計算ができないんすけれども、今回からは 2 年弱ですね、1 年 8 ヶ月、9 ヶ月ですか、という計画で全てそこで終わるということを事業者には確認をしまして、許可を出すように調査会では話をさせていただきました。工事の進捗なんすけれども、始まつてはいると思います。ごめんなさい、現地の確認は私していないので申しわけないのですが、計画書だと始まつていると思われますが、そこを変更させて工事をするようになっているかと思います。

議長 はい、森島委員。

森島 ありがとうございました。つまりね、私が確認したかったのは、ずるずるとやつてることで、我々が一時転用の概ねの期限っていうのは 2 年程度という風に理解しているところが、ずるずるとつながるってことは、許可の出し方としてありえるかどうか、多分ありえないだろうと思っていますが、確認しておきたいと思います。

議長 はい、じゃあこの件は。

木下 はい、砂利採取の一時転用の期間ですが、陸砂利の場合は 2 年間という浜松市の許可で決まっておりまますので、これを超えることはありません。

しかし、埋め戻しに時間がかかった場合、期間延長したことはあります。

森島 ずるずるといくことはないってこと。

木下 はい、ないです。

議長 よろしいですか。

森島 はい。

議長 その他ございますでしょうか。

(意見なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 3 号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することいたします。

議長 次に、第 4 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 9 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

嶋田 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 1 番外 102 件でございます。転用目的別の内訳につきましては、農業用倉庫が 3 件、自己用・共同住宅関連が 64 件、事業用の建物関連が 4 件、駐車場、資材置場などの事業用のその他施設への転用が 8 件、一時転用が 6 件、太陽光発電が 16 件、営農型太陽光発電が 2 件でございます。また、農地区別別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 10 件、第 1 種農地が 16 件、第 2 種農地が 19 件、第 3 種農地が 58 件でございます。

整理番号に○を付した 7 件について説明させていただきます。議案 10、11 ページをご覧ください。地区「中ノ町」、整理番号「10 番」、「11 番」をお願いします。整理番号「10 番」は売買に

嶋 田 よる所有権移転、「11 番」は賃借権の設定であり、権利の種類が異なるため、整理番号を分けておりますが、同一の転用事業であるため併せて説明させていただきます。東区白鳥町の田 8 筆、畑 7 筆、合計面積 14,726 m²について、流通業務施設を建築したいという申請でございます。申請者は、████████に本社を置き、████████を営む法人です。近年、受注が増加し、浜松営業所の既存倉庫だけでは手狭になっており、新たに倉庫を設け、更なる受注増加に対応すべく申請にいたつたものでございます。申請地は、浜松市東区役所から東へ約 █m に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、浜松市東区役所を中心に半径 600m 以内の宅地面積の割合が 40%を超える区域の農地であることから、第 2 種農地であると判断いたしました。事業計画は、倉庫 2 棟、15 台収容の従業員・来客用の駐車場、緑地、調整池等を設置する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適當と思われます。排水計画は、汚水、雑排水については合併浄化槽、雨水につきましては敷地内側溝を経て調整池に流入させ、排水路へ制限放流する計画であること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、資金計画の見込みもあることから許可相当であると判断いたしました。

続きまして、議案 15 ページ、地区「白脇」、整理番号「45 番」「46 番」をお願いいたします。整理番号「45 番」は地上権の設定、「46 番」は売買による所有権移転であり、権利の種類が異なるため、整理番号を分けておりますが、同一の転用事業であるため併せて説明させていただきます。南区寺脇町の田 7 筆、畑 3 筆、合計面積 6,674 m²について、太陽光発電施設を設けたいという申請でございます。申請者は、████████に本社を置き、████████を営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地を買受け、太陽光発電事業を行いたく、申請に及んだものでございます。申請地は、浜松市立白脇小学校から南東へ約 █m のところに位置する農地であります。申請地の農地区分につきましては、市街地の区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地に該当する農地であると判断いたしました。事業計画は、申請地に 320W の太陽光発電パネル 1,760 枚を設置し、全体の発電能力が 563.20kW となる発電設備を設ける計画で、設備の配置計画から見て、転用面積は適當と思われること、敷地外周にはフェンス及び堰堤を設け、雨水は敷地内で貯留し排水路へ制限放流させる計画であること、経済産業省の設備認定を █ 年 █ 月 █ 日付けで受けていること、中部電力の接続契約も完了していること、資金計画の見込みもあることから許可相当であると考えます。

続きまして、議案 17 ページ、地区「三方原」、整理番号「59 番」をお願いします。北区三幸町の畑 3 筆、9,685 m²について、運動場等を設けたいという申請でございます。申請者は、████████に主たる事務所を置く、████████です。現在、学校敷地から離れたグラウンドを利用し体育の授業や部活動等を行っておりますが、移動にかかる時間、またその際の安全管理等に懸念があるため、学校敷地に近接する申請地にグラウンドを整備し、効率的な運営と安全の確保を図りたく申請にいたつたものでございます。申請地は、私立浜松啓陽高等学校の南西約 █m に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 1 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、学校教育法第 1 条に規定する学校による教育のための施設であり、第 1 種農地の

嶋 田 不許可の例外規定である、土地収用法第 3 条各号に掲げる施設に該当するものであります。本転用事業は、運動場、31 台収容の駐車場、緑地、付替水路を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適當と思われます。申請地は、運動場部分は人工芝を植え込み、駐車場部分はアスファルト舗装とすること、周囲にはフェンスを設置する計画であること、雨水排水は埋設式の調整池に貯留し新設水路へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。申請地の選定に際し代替地の検討もされていることを踏まえると、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 18 ページ、地区「引佐」、整理番号「70 番」をお願いします。北区引佐町奥山の畠 5 筆、9,940 m²について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。申請者は、██████████ に本社を置き、██████████ を営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電事業を行いたく、申請にいたったものでございます。申請地は、浜松市立奥山小学校の北約 █ m に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、310W の太陽光パネル 4,480 枚を設置し、発電能力が 1,388.8kW となる発電設備、緑地、調整池を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適當と思われます。また、申請地の東側近隣地では、山林のみを利用し、第 2 工区 36,211 m²、第 3 工区 65,203 m² の太陽光発電設備を設置する計画がされております。申請地は、周囲にフェンスを設置する計画であること、雨水排水は新たに整備する暗渠から調整池に流入、貯留し、既設水路へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、静岡県土採取等規制条例に基づく届出が受理されていること、経済産業省の設備認定を █ 年 █ 月 █ 日付で受けていること、中部電力の接続契約も完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も見込まれるものであります。申請地の選定に際し代替地の検討もなされていることを踏まえると、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 19 ページ、地区「浜名」、整理番号「78 番」をお願いします。浜北区平口の畠、5,040 m²について、工場を設けたいという申請でございます。申請者は、██████████ に本社を置き、██████████ を営む法人です。現在、設備機器の内部部品の多くを外注に頼っておりますが、外注費の削減のため内製化を進めることとなり、既存の工場では手狭で周囲の状況から拡張もできないため、申請地に工場を新設し、今後の内製化率向上を進めるべく申請にいたったものでございます。申請地は、浜北総合体育館から北西へ約 █ m のところに位置する農地でございます。申請地の農地区分につきましては、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第 1 種農地に該当すると判断いたしました。第 1 種農地は原則として許可できませんが、今回の目的が既存敷地の拡張であり、既存敷地の面積の 2 分の 1 を超えないため、例外規定に該当するものであります。本転用事業は、工場、110 台収容の従業員・事業・来客用の駐車場、緑地、調整池を新設する計画で

嶋 田 あり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地の周囲には見切り工とメッシュフェンスを設置する計画であること、排水計画は、敷地内側溝から調整池に流入させ、道路側溝へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、許可相当であると判断いたしました。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてのご報告をお願いします。

議 長 整理番号 1 番について、中央地区調査会の松澤委員からお願ひします。

松 澤 整理番号ナンバー1、地区調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号 2 番から 9 番までについて、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願ひします。

中 島 整理番号 2 番から 9 番までの 8 件についてですね、地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 整理番号 10 番から 15 番までについて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号 16 番から 20 番までについて、積志地区調査会の田中委員からお願ひします。

田 中 地区調査会で協議した結果、特に問題ございませんでした。

議 長 整理番号 21 番から 28 番までについて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願ひします。

原 田 21 番から 28 番まで、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 整理番号 29 番から 34 番までについて、湖東地区調査会の袴田正保委員が欠席しておりますので、私からご報告を申し上げます。

調査会では特に問題ございませんでした、ということです。

議 長 整理番号 35 番、36 番について、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願ひします。

横 井 整理番号 35 番、36 番について、地区調査会で検討しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 整理番号 37 番から 40 番までについて、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員からお願ひします。

鈴木克 37 番から 40 番までの 4 件、調査会の結果、問題ありませんでした。

議 長 整理番号 41 番から 46 番までについて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員からお願ひします。

袴田博 整理番号 41 番から 46 番までの 6 件につきまして、調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 整理番号 47 番から 52 番までについて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願ひします。

根 木 整理番号 47 番から 52 番まで 6 件、地区調査会で検討した結果、特に問題はございません

根木 でした。

議長 整理番号 53 番から 63 番までについて、三方原地区調査会の内山委員からお願ひします。

内山 整理番号 53 番から 63 番まで 11 件、協議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 64 番、65 番について、都田地区調査会の岡本委員からお願ひします。

岡本 整理番号 64 番、65 番の 2 件につきまして、地区調査会で審議をしました結果、特に問題はありませんでした。

議長 整理番号 66 番から 69 番までについて、細江地区調査会の藤村委員からお願ひします。

藤村 整理番号 66 番から 69 番まで 4 件、地区調査会で審議した結果、別に異常ありませんでした。

議長 整理番号 70 番について、引佐地区調査会の高井委員からお願ひします。

高井 整理番号 70 番、引佐地区調査会では、別段問題ございませんでした。

議長 整理番号 71 番から 74 番までについて、三ヶ日地区調査会の後藤委員が欠席ですので、私からご報告を申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした、ということです。

議長 整理番号 75 番から 89 番までについて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願ひします。

小杉 整理番号 75 番から 89 番の 15 件につきまして、調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

それと、先ほど言われたように 89 番の砂利のことですけども、期間内にちゃんと終わるということと、きれいに耕作これから作る、確か [REDACTED]さんが作っていただけるということで、今までの遊休農地がちゃんとした優良農地になるっていうことで、良いことだと思っております。以上です。

議長 整理番号 90 番から 99 番までについて、中瀬・赤佐・龜玉地区調査会の森島委員からお願ひします。

森島 いずれも法律、法整備上の点での問題はありませんでしたが、[REDACTED]の耕作の状況について、後で発言をしたいと思います。法的なところの問題はありません。

議長 整理番号 100 番について、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願ひします。

鈴木英 整理番号 100 番ですけれども、呼び出し案件でございましたが、今までの調査会での実績から鑑みて、この業者に問題ありませんでしたので、審議の結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 101 番について、春野地区調査会の水崎委員が欠席ですので、私からご報告を申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした、ということです。

議長 整理番号 102 番、103 番について、佐久間・水窪地区調査会の井上委員からお願ひします。

井上 整理番号 102 番、103 番ですが、調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。

(森島委員 挙手)

議長 はい、森島委員。

森 島 私の担当地区であります、俺玉の 96 番についてであります。この 5 条の申請は 3.01 m² ということでございますので、小さな案件でございますが、右側見ていただくと太陽光パネル、相当な枚数を並べるということになっております。営農者が [REDACTED] ということでございまして、浜北の私どもの調査会には何度かお運びをいたしている会社であります。そういう風な意味でこの会社が悪質だということを私申し上げているのではなくて、榎の栽培がなかなか苦戦している、という状況が垣間見られた調査会であります。それは率直に隠すことなく正直に申し立てていただいていることでありますので、私はあえて攻撃的だったり責めるという風な意味で申し上げているわけではありません。耕作に苦労している状況が見えるということでございまして、いつでしたか、営農型太陽光発電についての農地管理についてのガイドラインのようなものを一度議論した経過があつたわけであります。私はできればですね、そのガイドラインに従って私どもの調査会で一度、どの範囲を見るかは別として、見てみたいなあと思っております。その我々の持っているガイドラインが、再認を認めていくに足りるだけのものになっているかどうか、同時にその調査員含めてみんなの目をこれで良いか悪いかって辺りも含めてちょっとやってみたいなあと思っておりますので、事務局の皆さん方に、先に現地見ていただいて結構ですので、ちょっと心配な点があるということを申し伝えておきたいと思います。以上です。

議 長 はい、わかりました。じゃあ事務局それは頭に入れておいてください。

議 長 その他ございますでしょうか。

(質問なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 4 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第 5 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 25 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

嶋 田 今月の申請案件は、地区「積志」、整理番号 1 番外 1 件でございます。相続税の納税猶予の特例の適用から 20 年を経過することによる、相続税の免除手続きに伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について、税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくものです。

それでは、納税猶予の適用を受けている特例農地の面積が大きい、地区「積志」、整理番号 1 番、東区西ヶ崎町 [REDACTED] 外 17 筆について、ご説明いたします。被相続人は、[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日に亡くなられた、[REDACTED] さん。相続人は、東区西ヶ崎町にお住いの、子の [REDACTED] さん、71 歳です。特例農地の面積は、申告時、現在とも 8,553 m² です。12 月 29 日に現地調査を実施しました。その結果、水稻や芽キャベツ等が耕作され、農地の管理が行われていましたので、その旨を税務署に報告いたします。

また、整理番号 2 番につきましても、適正に耕作され、農地の管理がされていたので、その旨を税務署に報告いたします。

嶋 田 説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 5 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することいたします。

議 長 次に、第 6 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 27 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

柴 田 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。令和元年度第 10 回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は令和 2 年 1 月 20 日となります。2 枚めくって頂きまして、「農用地利用集積 利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計 209 筆、204,789.91 m² の内訳でございます。今月は、笠井地区での 13 筆をはじめとして、計 23 地区での利用権設定を予定しております。その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。1 ページから 17 ページは相対契約及び中間管理事業によるもの、19 ページから 23 ページは農地利用集積円滑化事業によるもの、25 ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、内容について説明させていただきます。はじめに、1 ページから 17 ページをご覧ください。相対契約による利用権設定が 178 筆ございます。このうち新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。10 ページの 22 番、23 番をご覧ください。新規就農の [REDACTED] [REDACTED] さんです。以前から農業に興味があつたため、認定農業者の [REDACTED] さんの元で農作物の栽培技術を習得し、今回の申請に至りました。北区豊岡町 [REDACTED] の畠、外 1 筆、計 4,822 m² を借り受けてトマトの栽培を予定しております。

次に、10 ページの 24 番をご覧ください。新規就農の [REDACTED] さんです。大学、大学院で農業を学んでおり、就農してその知識や技術を活かすべく、今回の申請に至りました。北区都田町 [REDACTED] の畠、1,950 m² を借り受けてカボチャ、ベビーリーフの栽培を予定しております。

次に、9 ページ 1 番から 10 ページ 21 番、15 ページ及び 17 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 32 筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載しております。

それでは、このうち集積面積の多い案件について抜粋してご説明いたします。9 ページの 5 番から 12 番をご覧ください。本件は、県の農業振興公社が天竜区春野町五和 [REDACTED] 外 7 筆の畠、計 10,666.85 m² を 2 名の農地所有者から借受け、機構のルールに基づき、同地区内で営農している農業者 1 名に配分を予定するものです。

- 柴 田 以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。
- 説明は以上でございます。
- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
- (質疑応答なし)
- 議 長 よろしいですか。それでは、ご意見等もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め承認することいたします。
- 議 長 次に、報告事項の第1号から第6号までを、事務局から報告をお願いします。
- 鈴木智 (報告事項)
- 議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。
- 議 長 それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。
- 小 杉 •太陽光発電事業について
- 議 長 それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。
- 齋 藤 今後の会議予定
- 西部地区農業委員会研修会
日 時 令和2年1月31日(金)午後2時15分から午後4時10分
場 所 可美公園総合センター ホール
- ふじのくに農地有効活用シンポジウム
日 時 令和2年2月3日(月)午後1時30分から午後4時
場 所 グランシップ 中ホール大地(静岡市)
- 令和2年 第2回 農業委員会総会
日 時 令和2年2月14日(金)
場 所 みをつくし文化センター 2階大研修室
- 議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたします。
長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第1回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 3 時 30 分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 2 年 1 月 16 日

会長 松島 好則

委員 森島 倫生

委員 鈴木 英雄